部長及び参事官　　生企発第８３４号
殿　　令和元年12月13日
所　属　長　　30年保存（口訓）
本　部　長

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく管理者講習及び調査業務の実施要領についての一部改正について
（通達甲）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に基づく管理者講習及び調査業務については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく管理者講習及び調査業務の実施要領について（通達甲）」（平成28年６月22日生企発第575号）に基づき運用しているところであるが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備等に関する規則（令和元年国家公安委員会規則第８号）の施行に伴い、前記通達甲の一部を別記のとおり改正し、令和元年12月14日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、改正要点は次のとおりである。

（一部改正の要点）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第１号）の一部改正に伴い、同規則の引用規定の整理を図ったこと。

別記

新旧対照表

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく管理者講習及び調査業務の実施要領について（通達甲）（抜粋）

別添
管理者講習及び調査業務の実施要領
別表（第４関係）
管理者講習の実施基準
１　定期講習の実施基準
<table>
<tr><td>講習事項</td><td>略</td></tr>
<tr><td colspan="2">略</td></tr>
<tr><td>２　法第24条第３項（法第31条の23において準用する場合を含む。以下同じ。）及び規則第38条（規則第97条第３項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する管理者の業務を適正に実施するための必要な知識及び技能に関すること（２時限）</td><td>略</td></tr>
<tr><td colspan="2">略</td></tr>
</table>
２　略
</td><td>
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく管理者講習及び調査業務の実施要領について（通達甲）（抜粋）

別添
管理者講習及び調査業務の実施要領
別表（第４関係）
管理者講習の実施基準
１　定期講習の実施基準
<table>
<tr><td>講習事項</td><td>略</td></tr>
<tr><td colspan="2">略</td></tr>
<tr><td>２　法第24条第３項（法第31条の23において準用する場合を含む。以下同じ。）及び規則第38条（規則第97条第２項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する管理者の業務を適正に実施するための必要な知識及び技能に関すること（２時限）</td><td>略</td></tr>
<tr><td colspan="2">略</td></tr>
</table>
２　略
</td></tr>
</table>